

あな

No.204

大 大なる使命感に燃え
法 人として税の知識を深め
会 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

崎 先(未来)を見据えた情報を発信し
人 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し

第10回税に関する絵はがきコンクール

応募作品
VOL.2



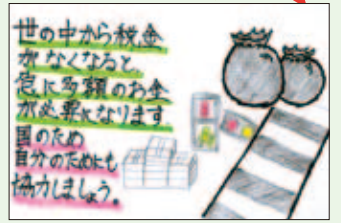
小牛田小学校
木村知美



古川第五小学校
結城壮太



川渡小学校
遊佐真素誠



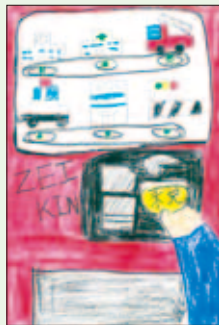
古川第三小学校
嶋瑞希



古川第五小学校
梨崎碧仁



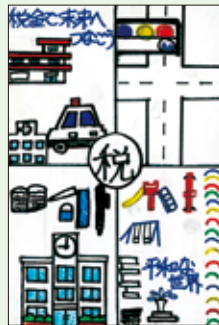
古川第五小学校
氏家秀弥



田尻小学校
青木優



川渡小学校
高橋悠大



古川第五小学校
遠藤あこ



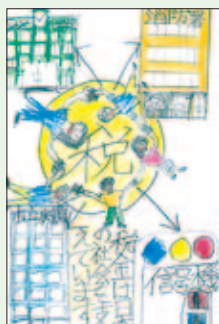
大貫小学校
高橋歩乃佳



大貫小学校
高橋穂華



古川第五小学校
長澤雛香



古川第五小学校
藤原京志郎



広原小学校
大泉快斗



大貫小学校
伊藤智美



広原小学校
大久保美羽



古川第五小学校
小松果歩



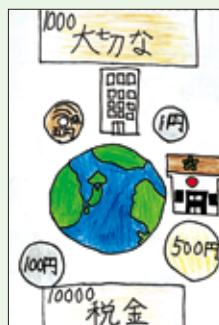
古川第五小学校
高橋優里



広原小学校
内藤愛里



小牛田小学校
畑山李咲



広原小学校
岡本愛生



古川第五小学校
澁谷帆風

日銀仙台支店長 副島豊氏が社員総会の記念講演!



記念講演会

【開催日】平成30年6月8日(金) 午後2時～3時30分
【場 所】グランド平成 (古川駅前大通り) TEL 23-6363
【講 師】日本銀行仙台支店 支店長 副島 豊氏
【テーマ】『お金が消える? 電子マネーで
世界最先端を走る中国、日本の対応と現状、未来』
【受講料】会員企業 一般希望者 無料

定時社員総会

同日 午後3時40分～ 同会場
【問 い】公益社団法人大崎法人会 TEL 0229-23-5859
※詳しくは、折込チラシや Web もご参照下さい。

【講師プロフィール】

| | | | |
|-----------|-----------|---------|-------------------------|
| 昭和41年2月1日 | 生まれ 佐賀県出身 | 平成2年3月 | 京都大学経済学部卒業 |
| 平成2年4月 | 日本銀行入行 | 平成14年5月 | 調査統計局調査役 平成15年5月 考査局調査役 |
| 平成17年7月 | 金融機構局企画役 | 平成18年7月 | 金融研究所企画役 |
| 平成21年7月 | 決済機構局企画役 | 平成24年7月 | フランクフルト事務所長 |
| 平成26年6月 | 国際局国際連携課長 | 平成28年6月 | 函館支店長 平成29年6月 仙台支店長 |

福祉施設に寄付活動

日 時：平成30年3月27日(火)・28日(水) 場 所：古川商工会議所会館研修室

内 容：『新入社員セミナー』

講 師：初日 グレート・パーソン代表 浅野純子氏 / ヴィオス&トーク代表 赤間裕子氏
2日目 (株)ウィングテン取締役 キャリアコンサルタント 藤原みよ氏

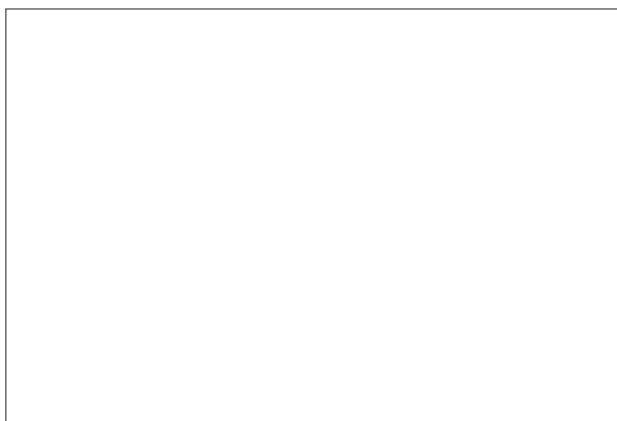
担 当：古川商工会議所 / 大崎法人会 / 日本電信電話ユーザ協会との共催

受講数：
37名



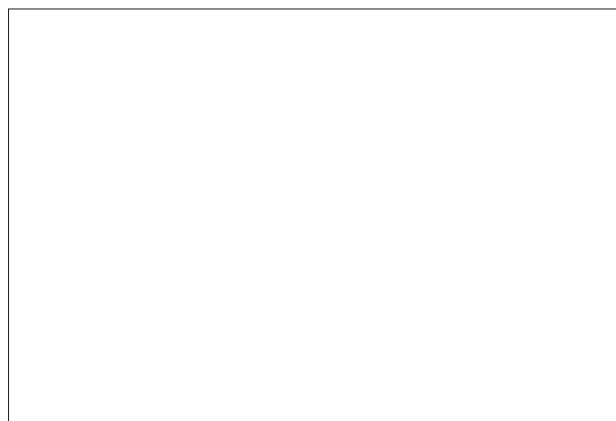
決算時の留意事項等を開設

日時：平成30年4月23日（月）
場所：大崎合同庁舎1階大会議室
内容：『法人決算説明会』
講師：古川税務署法人課税第一部門
●●●●●氏
同 管理運営第一部門
●●●●●氏
担当：研修委員会／古川税務署
受講数：〇〇名



IT活用で仕事を劇的に変える

日時：平成30年4月24日（火）
場所：古川商工会議所会館研修室
内容：『簡単に自分で作れる!?
社内ITシステム構築セミナー』
講師：スマイルアップ(合資)
代表 熊谷 威美氏
担当：IT委員会／古川商工会議所共催
受講数：〇〇名



未使用タオルを寄贈

日時：平成30年3月27日（火）
場所：大崎市社会福祉協議会
内容：『未使用タオルの寄贈』
相手先：大崎市社会福祉協議会を通して
大崎管内の各施設に配布
寄贈数：タオル147枚・おしぼり3枚
豆しぼり2枚・バスタオル3枚
担当：女性部会

【お知らせ】

女性部会では未使用タオルを収集し、大崎管内の福祉施設等において有効活用を図っていただくための活動をしております。未使用タオルをご提供いただける場合は、事務局まで、ご一報をお願い致します。

法人会事務局 TEL23-5859



社員を活かす 対話のあり方



未来事業株式会社 上級コンサルタント 石黒 和男

1. はじめに

社員の自発性や責任感、管理者の命令ではなかなかうまく引き出すことはできません。

それは、本人の自覚と納得から生まれるからです。そのための効果的な方法が「積極的傾聴」、つまり上司が「部下の声に耳を傾ける」ことです。

きき方には「聞く」と「聴

く」がありますが、いうまでもなく、上司と部下との間で一番重要なのは「聴く」ことです。

そのためにはまず、部下の言葉を自分の立場で評価しないで、部下の立場に自分を置いてみることです。そして、その人の視点から物事を見ようと努力することが必要です。

一言でいえば、部下の気持ちや考えを、部下の立場に立って理解することを通じて、問題解決を援助する態度、あり方を「積極的傾聴」といいます。

2. 積極的傾聴の例

たとえば、次の2つ例の中で、どれがもっとも「積極的傾聴」的といえるでしょうか。

ケース1

上司…「君、現場の設備改善は進んでいるかねえ？」
部下…「なかなか思うようにいってなくて…」
上司…「どこが設備のネットワークになつていないのだね？」
部下…「複雑な機構となつているため、大幅な改良

が必要になってしまつて…」

上司…「この仕事を担当してから何年たつんだい？」
部下…「一年半ぐらいです」

上司…「それでいて、まだ設備改善が進んでいないのでは困るよ」
部下…「……」

上司…「もっと責任感をもって仕事をやってください」
部下…「責任もってやっているつもりですが…」

上司…「やっているつもりだけじゃ困るんだ。それじゃA係長からよく教えてもらいなさい」

ケース2

上司…「君、現場の設備改善は進んでいるかねえ？」
部下…「なかなか思うようにいってなくて…」
上司…「現場にとつて設備改善は生産性を上げるのに大事なことからね」
部下…「ええ、なんとかしたいと思つていますが…」
上司…「それじゃ、ますます

す、なんとかしなければならぬ。ところで、君は、この仕事を担当してからどのくらいになるかな」

部下…「もう一年半ぐらいになります」

上司…「それじゃ、一人前つてところだな。それどころか、君のいうとおり新入社員が入ってきたら教える立場になつてもらわなきゃ…」

部下…「教えるためにはどうしたらいいのかわかりません」
上司…「ヨシ、それじゃ、誰かベテランにコツを教わるか！」

部下…「それじゃA係長がいいです。前に、この仕事をやっておられた先輩ですから…」
上司…「ウン、それがいい。よく頼んでみよう。さっそくだが、君、A係長を呼んできてくれたまえ」

……
あなたは、どちらを「積極的傾聴」と思いますか？
筆者は「積極的傾聴」の精神にのつとつて、次のよ

うに考えました。

ケース1の場合

一見したところでは、ケース1の場合は威勢がよく積極的な「働きかけ」に思えます。

しかし、よくみると、部下の弱みを痛めつけるだけで、具体的な指導に乏しいことがわかります。

ケース2の場合

ケース2の場合は部下のいうことを、その気持ちに立って理解することを通じて、部下の問題解決を援助しようとしています。

多少のほどかしきはあるかもしれませんが、「さっそくA係長を…」の言葉の厳しさをもち、自分自身で問題を解決していくように援助しているところは「積極的傾聴」といえます。

3. 積極的傾聴はどんな効果を生むか

(1) 積極的傾聴の効果は、例えば、部下が不満をもっているときに、上司がその部下の話を聞いてあげるだけで、相手の不満が解消するという効果が

あります。

(2) 部下は自分の考えや気持ちを整理でき、自ら問題解決する方向に向かいます。

(3) 部下の考えや感情までが把握でき、問題解決への対応が容易になります。

(4) 部下の事情がよくかわり、信頼関係をつくることができます。

(5) 部下の個性を考慮したアドバイスにより、効果的な部下育成を促進させることができます。

4. 相手の話が「わかる」ときは、相手の枠組みを理解したとき

下の絵をご覧ください。

これは、見方によって「若い婦人」とも「老婆」とも見える絵です。

絵の中央の部分を「耳」と見れば、若い婦人の横向きに見えます。

また、その同じ部分を「目」と見れば、おとぎ話に出てくる魔法使いの「老婆のよう」に見えてきます。



【出所：「妻とその母 意味的反転図形」】

ところが、この絵を「若い婦人」と見る人と「老婆」と見る人が話し合うと、話がなかなか通じ合わないことが起こります。

相手の発言を理解しようと思えば、自分の観点をしばらく脇におき、相手が見えるように見る努力、相手が考えるように考える努力が必要です。

相手の枠組みを理解したときに、相手の話が「わかる」ようになります。

5. 上手な聴き方 5つのポイント

上司が部下との信頼関係を築くためには、少なくとも

も、次に紹介する代表的な傾聴スキルは習得しておく必要があります。

(1) 話しやすい雰囲気がつく

① 心の開き方も、その場の雰囲気によって変わるものです。リラックスしたムードを作り出しましょう。

② 座る位置は、両者が真正面に向きあうよりは、やや斜めに、「ハの字」の角度に座るのが話しやすくなります。

(2) 沈黙を生かす
① 部下の心の中で新しい葛藤が起こり、当面の闘いがはじまり出すと、し

ばしば沈黙が起こります。

② こういう沈黙はじつと見守り、それに耐えていくことが大切です。それが苦痛に感じないようにすれば、よい聴き手になります。

(3) 感情を明確化する

① 部下の心を開いていくためには、感情に焦点を当て、これを明確にすることが、相手の心に接近する近道です。

② 具体的には、相手の発言から、その意味を汲みとって、それを相手に返す形で問い、確かめるようにします。

(4) 表情や態度に注意する

① 部下の心情を知るには、言葉だけを聴くのではなく、表情、態度などに関心を持ち、理解しようとするのが大切です。

② 特に、目の動き、それから手の動きなどを観察しましょう。

校、趣味など、共通するものがあれば、急速に親近感が増し、話が発展していきます。

6. まとめ

積極的傾聴で最も重要なことは、部下のことを理解しようとする姿勢です。

部下が思っていることや感じていることを、あなたと共有できた、と覚えて初めて傾聴がうまくいったということが出来ます。

その結果として、部下からの信頼を得ることが出来るのです。

上司が部下の話を「心の底から真剣に聴いている」という姿勢を示して話を聴くことは、信頼関係を築くうえでもっとも大切な礎といえます。

これからは管理者が中心になり、社内において話を聴く訓練や機会を増やしていくってほしいと思います。

大手電気メーカー元幹部出身現場主義に徹した指導を中心に「原価低減・生産性UP・在庫削減」などによる収益性の改善を図り、多くの中小企業を再生した実績を誇る。現場のムダに喝を入れ、徹底的にムダを取り去る指導には「名人」との評判もある。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

| 総勘定元帳 (仕入) | | | | |
|------------|----|---|----------------|------------|
| XX年 | 月 | 日 | 摘要 | 借方 (円) |
| 11 | 30 | | △△商事㈱ 11月分 日用品 | 10% 88,000 |
| 11 | 30 | | △△商事㈱ 11月分 食料品 | 8% 43,200 |
| | ② | | ① ③ | ④ |

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

| 請求書 | | |
|---------------------|----------|----------|
| 機〇〇御中 | | △△商事㈱ |
| 平成XX年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円 (税込み) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 魚 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| ! | ! | ! |
| 合計 | | 131,200円 |
| 10%対象 | | 88,000 |
| 8%対象 | | 43,200 |
| ※は軽減税率対象品目 | | |

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

お問い合わせは、古川税務署法人課税第一部門 TEL0229-22-1711（内線331）



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

 法人会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

北海道東北事業本部 古川支店

〒989-6162

宮城県大崎市古川駅前大通1-3-8

TEL.0229-24-1631 FAX.0229-23-9313

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152295 2020-01)

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp